

株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書」に対する通知について

平成27年12月4日
経済産業省

株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書」については、環境の保全についての適正な配慮がなされており、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、本日、同条第2項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所に対し、その旨を通知した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：兵庫県神戸市灘区
原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））
出 力：約130万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年12月15日
環境大臣意見受理	平成27年 2月20日
経済産業大臣意見発出	平成27年 3月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 6月30日
住民意見の概要等受理	平成27年 8月31日
兵庫県知事意見受理	平成27年11月24日
経済産業大臣通知発出	平成27年12月 4日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）